

「道路法施行規則の一部を改正する省令(案)に関するパブリックコメントの募集について」に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

※提出意見41件について、類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見を整理した上で下表に掲載しております(整理後の意見数:30件)。

※本案に関係のないご意見や趣旨が不明確なご意見は当該件数に含まれておりません。

ご意見	件数	ご意見に対する考え方
(1)自転車専用道路等を通行可能な交通主体に特定小型原動機付自転車を追加することについて	19	
賛成である。	7	本案への賛成のご意見として頂戴いたします。
自転車と歩行者の事故が増加している中、特定小型原動機付自転車が自転車歩行者専用道路を通行できるよう措置することは危険である。	4	自転車歩行者専用道路は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができる構造であり、道路交通法上、特定小型原動機付自転車は、その大きさ、性能上の最高速度等が自転車と同程度とされているため、道路法令に規定される自転車専用道路等においても自転車と同様の交通ルールを設けることとしております。
特定小型原動機付自転車を通行可能とする道路の対象の検討は、段階的に進めるべきである。	2	
自転車等の現行の交通ルールが守られていない状況で特定小型原動機付自転車の通行を許容することは危険である。	6	
(2)自転車専用道路等の通行における取締りについて	5	
特定小型原動機付自転車を適正に使用するにあたって、取り締まりを着実に行うべきである。	3	いただいたご意見を踏まえ、特定小型原動機付自転車の適正な使用や交通ルールの遵守がなされるよう、努めてまいります。
特定小型原動機付自転車が交通違反した場合は、罰金等の処分を付すべきである。	2	
(3)その他の意見について	6	
事故防止の観点から、道路整備を確実にし、道路のスペースを確保した上で特定小型原動機付自転車の走行を可能としてほしい。	6	いただいたご意見を踏まえ、特定小型原動機付自転車等の利用環境の向上に努めてまいります。